

2025年4月1日

吸収分割に関する事後備置書面

岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
株式会社ベネッセコーポレーション
代表取締役会長兼社長 岩瀬 大輔

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル25階
株式会社東京個別指導学院
代表取締役社長 松尾 茂樹

株式会社ベネッセコーポレーション（以下「分割会社」といいます。）と株式会社東京個別指導学院（以下「承継会社」といいます。）は、2024年12月18日付けで吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）を締結し、2025年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、法令の定めに従い、本書面を分割会社及び承継会社の本店に備置いたします。

1 本吸収分割の効力発生日

2025年4月1日

2 分割会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づき本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、同法第785条の規定の適用はありません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

2025年1月31日付けで官報及び日刊工業新聞において、債権者に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議申述をした債権者はいませんでした。

(4) なお、分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定の適用はありません。

3 承継会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

会社法第796条の2の規定に基づき本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

会社法第 797 条第 4 項に基づき、2025 年 1 月 31 日、株主に対して電子公告を行いました。同条第 1 項に基づき株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

2025 年 1 月 31 日付けで官報及び電子公告において、債権者に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議申述をした債権者はいませんでした。

4 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社より、本吸収分割契約書に定められた資産、負債、契約その他の権利義務を承継しました。承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額は以下のとおりです。

資産額 146 百万円 (概算値)

負債額 146 百万円 (概算値)

5 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 10 日 (予定)